

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 5 月 1 3 日（水）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録			
平成 2 1 年 5 月 1 3 日		開 会	午前 9 時 3 0 分
		閉 会	午後 3 時 0 5 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦	
	議員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫	
欠席者		な し	
説明のため の出席者		な し	
事務局 職 員		今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 八木同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協 議 事 項	議席について 平成 2 1 年相模原市議会 5 月臨時会の運営について (1) 会期 (2) 議事日程 (3) その他 ① 議場出席職員紹介について ② 議会だよりの写真撮影について 附属機関等の委員について その他
傍 聴 者	あり
署 名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議席について

○岸浪委員長 議席についてを議題とする。

前回の議運で、無所属クラブの持ち帰りとなっていた案件だが、結果について報告をお願いします。

○東條委員 会派に持ち帰って、議席のこと、皆さんの意見等を話したが、一昨日言ったとおり、2番が池谷議員、3番が野元議員、4番が栗原議員ということでお願いします。

○岸浪委員長 議席について、無所属クラブから報告があったが、発言があったらお願いします。

いいか。——

では、確認する。今、お手元に議席表を配付したが、2番池谷議員、3番野元議員、4番栗原議員、6番山下議員となる。

—————◇○◇—————

平成21年相模原市議会5月臨時会の運営について

○岸浪委員長 5月臨時議会の運営についてを議題とする。

提出資料に基づいて、事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 平成21年5月臨時会の運営について説明する。

まず最初に、(1)会期だが、本日、市長において、臨時会の招集日を5月20日とする告示がされている。会期は、5月20日、1日限りを想定しているが、後ほど、このことについて協議してもらいたい。

(2) 議事日程だが、市長から提出される案件は、議案2件、内訳は、先決処分の承認議案が1件と一般会計補正予算が1件である。そのほかに報告案件4件、計6件である。資料1をごらんいただきたい。

議案第61号は専決処分の承認についてで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき承認を得るもので、相模原市市税条例の一部を改正する条例である。内容的には、地方税法の改正に伴って、用途変更宅地及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税の取り扱いと、三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税の減額措置の廃止に伴う必要の改正である。

議案第62号平成21年度相模原市一般会計補正予算についてだが、別に配ってある議案集の中に5月補正予算の概要があるので、こちらも参照してもらいたい。補正予算の内容としては、介護人材定着確保対策事業や緊急雇用創出事業などの緊急経済対策関係経費について、3億8,700万円を計上したものである。主なものとして、介護人材定着確保事業では、ヘルパー2級資格取得研修を実施して、介護福祉施設等での雇用の促進、また、緊急雇用創出事業においては、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として、市有林の間伐とか枝打ち事業、市道の損傷や不法看板等の徒歩による現地調査、出土品整理事務等、人的な事業の実施である。また、ふるさと雇用再生特別交付事業についても、放置自転車の多い市内6駅にガードマンを昼間常駐させる事業や、各学校へのコンピューター指導助手の派遣事業など、雇用を目的とした事業である。

裏面の報告第6号だが、相模原市統計調査条例及び相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告である。

報告第7号も、相模原市手数料の一部を改正する条例の専決処分の報告である。

報告第8号は、相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告で、いずれも、いろいろな規定の整理をしたものである。

報告第9号は、交通事故3件と道路管理に係る損害賠償額の決定4件の計7件の専決処分である。

資料2をごらんいただきたい。5月臨時会日程案だが、本会議は午前9

時 30 分開会である。開会后、会期を決定し、日程に入るが、日程 1 は議席の変更で、先ほど確認してもらったとおり、議長から指定を行ってもらう。日程 2 及び日程 3 は一括議題とし、説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決までお願いしたい。日程 4 常任委員会委員の選任、日程 5 議会運営委員会委員の選任は、いずれも委員の任期が 1 年とされていることから、選任をお願いするものである。これ以外に議会役職等の人事案件があれば追加日程とし、また、特別委員会委員の変更があった場合も、同じく辞任、選任を行ってもらう。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任後、休憩をとって各常任委員会、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってもらいたい。その後、本会議を再開し、正副委員長の互選結果を報告し、日程の追加があれば、同様をお願いすることとなる。最後に、日程 6、7、8、9 の専決処分の報告をし、閉会という流れである。

資料 3 は、本年 5 月 1 日現在の会派別常任委員会委員一覧である。

資料 4 は、会派別議会運営委員会委員一覧である。

資料 5 と 6 は、今後、協議してもらうための書き込み資料ということにつけた。

資料 7 は、会派別特別委員会委員一覧表である。さきの議運でも話しているとおり、太枠で囲まれている政令指定都市に関する特別委員会の委員の選出について、民主クラブが 3 から 2、市民連合が 1 から 2 に変更になる。

資料 8 は、平成 21 年 5 月 1 日現在の議会役職一覧である。なお、平成 22 年 3 月に農業委員会の統合が予定されるという情報があったが、昨日、議員皆様に配った農業委員会組織のあり方に関する検討報告書によると、平成 22 年 2 月 28 日に西農業委員会を廃止し、その区域を東農業委員会の区域に含ませるとのことである。農業委員会の名称も、相模原市農業委員会に変更するとのことだった。これによって、西農業委員会委員は、平成 22 年 2 月 28 日をもって失職することとなる。また、東農業委員会委員の任期も平成 22 年 3 月 19 日までとなっているので、御承知おきいただきたい。

協議日程に戻ってもらって、(3) その他だが、①の議会に出席する職

員紹介についてだが、4月1日の人事異動により、議場に出席する職員を紹介したいとの申し出があったので、開会前に紹介したいと思う。議員の皆様は、9時25分に議場集合でお願いしたい。紹介終了後は、先ほど説明したとおりである。

②議会だよりの写真撮影についてだが、議会だより臨時号掲載のために、従前から臨時会終了後に写真を撮影し、掲載しているが、今回の臨時号に関しても同様に議場の風景写真を考えているので、よろしくをお願いしたい。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑等があったらお願いします。

いかがか。――

それでは、会期は5月20日、1日限りでいいか、確認させてもらう。

――

それでは、5月臨時議会の会期は、5月20日、1日限りとする。

(2) 議事日程、(3) その他についても、あわせて確認させてもらった。

――◇○◇――

附属機関等の委員について

○岸浪委員長 附属機関等の委員についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 附属機関の委員について説明する。資料9をごらんいただきたい。

この資料は現在の委員選出の一覧だが、附属機関等の委員は2年ごとの見直しとなっている。資料10には各会派の選出委員数が記入してあるが、上段の表の附属機関については、表彰審査委員会の正副議長を除いて16人の選出委員なので、各会派選出数を新たに按分すると、小計欄に記載の数字となる。また、下段の協議会についても、合計欄に記載のとおりを選出人数となる。

資料11、12は委員等按分構成早見表なので、参照してもらいたい。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑があったらお願いします。

いいか。――

では、この件については確認してもらった。

ここで、正副議長は所用のため退席する。

それでは、これから議会人事等について協議してもらうが、本日、正副議長から辞任の意向が示されたので報告する。

それから、議会人事にかかわる先ほどの説明、資料にもあるとおりだが、監査委員、東農業委員会委員、西農業委員会委員についても、これから人事にかかわる内容の中で、各会派から選出されている委員に意向確認を行ってもらいたい。その間は休憩ということで、意向確認をしてもらったことを踏まえて、再開して、再度確認する。その後、役職、それを踏まえて、各会派の要求ポストを出してもらう、こんな進め方になると思う。

それでは、監査委員、東農業委員会委員、西農業委員会委員について、各会派の辞任の意向があるかどうか確認してもらうために、１０時３０分再開ということで休憩する。

午前 ９時４９分 休憩

午前１０時３０分 開議

○岸浪委員長 再開する。

それぞれの役職の意向確認について、報告を求めていると思う。

新政クラブ。

○中村委員 監査１名、東農業委員会２名、全員が辞職するという意向が確認された。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもは、東農業委員会１名、辞任の確認をした。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 私どもは、監査１名、西農業委員会１名の辞任の意向を確認した。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 西農業委員会１名の辞任が確認された。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 西農業委員会委員の辞任を確認した。

○岸浪委員長 監査委員、東農業委員会委員、西農業委員会委員、すべて辞職の意向が確認された。

それでは、役職等の協議に入っていくが、後期高齢者医療広域連合議会議員については、議長の当て職ということで、発足のときにも議運で確認されているので、続行させてもらう。

それでは、役職の関係について、発言があったら願います。

民主クラブ。

○大沢委員 今、中央集権型から地方分権型の市民参加型まちづくりや開かれた行政運営が求められている中で、地方分権推進の立場から、住民意識を高揚していく必要がある。その中で、今後、本市においてどのような条例をつくっていくか、自治基本条例や議会基本条例というのは本市にはないが、そういうものも含めて、条例とは何か、どういうものをつくっていったらいいかというような研究を含めた条例制定に向けた特別委員会というものをつくりたいということの一つ提案する。

○岸浪委員長 少しわからない部分もあるが、今の発言に対して、何か意見があるか。

新政クラブ。

○中村委員 例えば、議運から派生した調査機関、諮問機関みたいな形になるのか、ほかの特別委員会と同格のものという形での位置づけとしてとらえているのか、今の説明では、その辺がわからなかった。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○大沢委員 私どもは、今ある特別委員会というような位置づけを考えている。というのは、やはり、できるだけ皆様からのいろいろな意見を踏まえた上で、今後どのようにするかという話し合いの場をつくっていきたいと思っている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 今、民主クラブから発言された内容を私のつたない知識の中で考えると、果たして、それが特別委員会として設置するものなのかどうか、認識として、いまひとつ、よくわからない。私もそういうものをやった方がいいのではないかと考えているが、それが特別委員会の形なのかというところについて、どうなのかと思う。事務局に聞いた方がいい

のか、何をどうしたらいいのか、今までの自分の経験の中ではよくわからないので、そこを検討しないと、仮にしても、今、特別委員会と言われたが、どうなのかというところが、ちょっとわからない。

○岸浪委員長 ほかの会派はいかがか。

公明党。

○加藤委員 私も今無所属クラブが言ったような形で、特別委員会でやるべきものなのか、新政クラブも言っていたが、議運の諮問機関云々という、従前のような形で、例えば、議会制度のいろいろな部分で検討会を設けるやり方もあるし、議会基本条例という考え方については、昨年、議運で会津若松市に行ったりして、議会のいろいろなありようについての意識は、どの会派も共通な部分があると思うが、では、それを具体的にどういうふうにしていくかというのは、今その辺がまだはっきりしない段階では、それ以前に、方向性をどういう形にもっていこうかという中で、特別委員会にする以前で、まず検討していくような段階かという受けとめ方をした。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 私どもも同様の考え方をしていて、皆さんの意向の中で、特別委員会がいいのか、諮問機関がいいのか、別出しして何か違う形で検討ができないのかという議論になると思うが、ことし1年の中でも、議会運営委員会で相当似たような議論がされてきて、先日、部会の話もあったし、議会運営委員会の中だけで今後の議会のあり方を検討するのは少し大変かと思っており、総合的にあり方を検討する意味では、最終的に特別委員会がいいのか、別出しにするかは別としても、そういう方向性の議論をする場をつくった方がいいという考え方は私どもも持っているので、今この場で結論を出すというより、ぜひとも、そういう方向で皆さんにも検討してもらいたいという意向は持っている。

○岸浪委員長 ほかの会派の皆さん、いかがか。ほかに意見はあるか。

――

では、今の他会派の意見について、民主クラブ、何かあるか。

○大沢委員 私どもも、重みを考えたときに、議運のような中で組織をつくってやるのは、なかなか難しいのではないかと。それよりも、やは

り、きちっとした委員会の中で、皆様の意見を聞きながら、その重要性とか、今、開かれた行政運営とか、市民参加型のまちづくりというものが行われている中で、会派としては、やはり特別委員会でできればという方向でまとまったので、その重みを考えて、議運では難しいという意見にまとまった。

○岸浪委員長 今は議会役職の関係だが、提案がされた。役職あるいはメンバーになると全体に影響するが、今の話の中で、公明党から指摘があったが、昨年の11月に議運として、議会基本条例というテーマを持って視察に行った。先ほど民主クラブから出たのは自治基本条例の話もかぶさっているので、テーマがはっきりしない部分もあるし、そんなことも含めて、特別委員会の設置のあり方あるいは別組織も検討する場のつくり方をもう少し議論していかないと、なかなか前に進まないような部分があるように感じた。今回の臨時議会に向けて、どうしても設置しなければいけないかどうかについて、もう少し、皆さんの意見をもらえればと思う。

民主クラブ。

○大沢委員 つけ加えると、今言われたように、いろいろな意見が出るのは当然だと思う。ただ、やはりそれをきちっとした話し合いの場を持つことの重要性ということで、テーマがはっきりしないということだったが、そういうことも含めて、これから議論していく、そういう方向性とか、そういうふうに考えている。

○岸浪委員長 今の見解を踏まえて、いかがか。

公明党。

○加藤委員 ないところから議論をしていって組み立てるという考え方は理解できるが、やはり、やるからには、どういう形、どういう方向性で、どういうものについてどうしていくのかというのは見えていなければならない部分で、いろいろな意味での議会の改革をそれぞれしていこうという共通認識する必要があるから、例えば今臨時会には間に合わなくても、将来的にそういう検討をする場を設ける形で、その議論を別建てですという部分では、仮に議運のメンバーでそういうふうにするとしても、その方向性を検討することについては、議運で過度な負担になるとは思えない。むしろ、そこで、ある程度、方向性の議論をしてからでもいいと思う。

○岸浪委員長 ほかの会派の皆さん、意見があるか。

創史会。

○古内委員 1点伺いたいですが、例えば特別委員会を設置するに当たって、年度の途中でもできるのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 特別委員会は、議会の議決をもって設置することができる。

○岸浪委員長 創史会。

○古内委員 それであれば、進行上、先に進まないと思うので、この話は、もうちょっともんでから進めた方がいいと思う。

○岸浪委員長 民主クラブ、いかがか。

○大沢委員 私どもの会派で話し合った結果ということなので、今、私一人でお答えできない部分があるので、持ち帰らせてもらいたい。

○岸浪委員長 先ほど皆さんから確認された役職の内容を含めて、持ち帰りの部分もあったし、その時間も踏まえて、ポジションの意向を各会派から出してもらうような形で進めていこうと思うが、いかがか。

市民連合。

○森委員 持ち帰って後ほど提示させてもらうが、役職の決定に当たっては、従来やっていたポイント制を採用してもらいたい。例えば議長のポイントが何ポイントで副議長は何ポイント、順番にポイントを持ってやっていただくと公平性がある。

○岸浪委員長 市民連合から意見が出されたが、何か意見があるか。

新政クラブ。

○中村委員 今までの流れというか、慣例と言っではいけないのだろうが、その中では、ポイント制は基本にはなっていないと思う。余りポイントでやってしまうと、最初からうまくいかないことも考えられるので、必要に応じて取り入れることは考えられると思うが、ポイント制前提というのは、ちょっと受け入れがたい。

○岸浪委員長 ほかの会派の皆さん、いかがか。

民主クラブ。

○小池委員 私どもの会派は、従前より、ポイントも配慮した要職の

要求をしてきたつもりである。交渉というか、話し合いの経過の中でどうなったかわからないが、そういうことも念頭に置きながら、私は、ぜひ、皆さんにも考えてほしいと思う。ポイント制にしようというわけではなくて、そういうことも含めながら、ぜひ、皆さんで真摯に検討してもらえればと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 ある程度、前提として、会派の構成を踏まえてポストの要求をしているのは暗黙の了解で、どこの会派の皆さんもそうだと思うが、そういうスタンスでの要求をしていきたいと考えている。私どもも民主クラブの考え方と一緒にある。

○岸浪委員長 ほかの会派の皆さん、いかがか。

今、市民連合から意見が出されたポイント制の関係だが、最初に各会派の持ち点を決めてというのが市民連合の意見で、今2会派から出されたのは、そうではなく、要求時にそれを意識しながら、各会派で出す。もちろん、その中でぶつかれば協議に入っていくわけだから、その協議の中で、いろいろそういうことも中に出てくるのではないか、こんな話だったと思うが、そのことについて、ほかの会派の皆さん、あるいは市民連合で意見があれば。

市民連合。

○森委員 先ほど、話し合いの中で、そういったことも念頭に置きながら配慮してもらえるとということだったので、私どもはそれで結構である。

○岸浪委員長 では、そのことについては、共通認識を持ってもらうことにする。従来だと、最初に議長から農業委員まで出してもらう。その結果を踏まえて、常任委員会あるいは特別委員会あるいは議運の要求ポストが出される2段階のやり方で進めてきたと思う。まず、こんな進め方でいいか確認したいが、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 全部一遍に出すのはまずいのか。出してしまっ、自分たちの会派の中で、このところは出ていないから、では、こっちにということをも前もって話ができる気がする。実は去年、農業委員会で非常にもめて、すごく時間がかかってしまったという経過があるので、できれば、

全体が見えた中でどうしていくのか。先ほどポイントの話もしていたが、やれるのかどうかわからずに言っているが、そういう方法もあるという気はしないでもない。最初の要求だけは全部言ってもらって、会派で調整できるところは、これだからこうしようといえれば多少は助かるが、どうか。私はこだわっていないが、ぐあいが悪いところがあれば。

○岸浪委員長 いかがか。

公明党。

○加藤委員 委員長が言ったやり方、今、東條委員が言ったやり方、それぞれ一長一短あるかと思うが、今までのいろいろなやり方を考えると、私としては、委員長が言ったような進め方で、特に問題はないのではないかと思う。

○岸浪委員長 ほかの会派の皆さん、いかがか。

新政クラブ。

○中村委員 答えがないような話だと思うが、去年、大分もめたが、期日にしっかり決まったという部分を踏まえると、一部、委員が入れかわっている部分があるので、例年どおりの進め方でいいと思う。

○岸浪委員長 ほかに発言はあるか。

2 会派からそういうような発言があって、民主クラブも、余りこだわらないという話があった。当然、途中で要望の見直しも出てくるから、それはきちんと協議に入れていくということで、先ほどの勉強する場をつくるということについては持ち帰りになっているので、それも含めて、再開時間はどれくらいにしたらいいか。

新政クラブ。

○中村委員 基本的には午後 1 時という形にしておいて、話がなかなかまとまらないときは、その旨、議運の委員長に各会派で申し出て、時間を延ばしてもらおうという形でいいと思う。

○岸浪委員長 では、原則、午後 1 時開会ということで休憩する。

午前 1 0 時 5 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

特別委員会の関係について、民主クラブで持ち帰りになっているので、その結果について報告をお願いします。

○大沢委員 会派で検討した結果、先ほど言ったように、時代背景と必要性をかんがみるならば、会派内の意見では、他市がやったからやるというのではなくて、やはり早目に特別委員会を立ち上げて検討していきたいという願いから提案したが、自治基本条例、議会基本条例の制定については、今後、議運で検討してもらうことが重要で、そういう場をつくってもらうことを強く要望したい。

○岸浪委員長 午前中の協議の中で、ほかの会派の皆さんから、そういう議論の場は必要である、あるいはつくってほしいという意見が出されたし、その過程の中で、いろいろ議論しながら、では、どういう特別委員会のあり方がいいのだろうという突っ込んだ議論もしたので、この件については、臨時議会の対応ではなく、それを踏まえた次回以降の議運の場でさらに議論を深めて、よりよいものをまとめるという形、大体そんな意見かと思うが、いかがか。

共産党。

○藤井委員 私どもも、たまに議員提案で条例を提案したり、修正を出したり、そういう場合に、自分の会派だけでやるのではなくて、一致する会派があれば、一緒にやろうということで話を持ちかけたりしてきたが、そういう場合には、いきなり議運でということではなくて、やはり一定の議論を経て公の場に出てくる。確かに、自治基本条例、議会基本条例というのは非常に大きな中身を持ったもので、議会基本条例について議会での視察はあったが、いきなり議運でということを確認するのではなくて、そういうことが提起されたということで、そこからどういうやり方をしていくのかということについては、幅広く考えていってもらいたいと私どもは思っている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 休憩前に言ったが、私も今共産党が言った意見と同様で、いきなり議運という席で大きな問題についてというのは、なかなか難しく大変だと思うので、何かの組織を議会の中で任意でつくるなりして、その中で少しずつ検討していくということで、形が整っていく中での議運

というような積み重ねがいいのではないかと、うちの会派でも思っている。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○大沢委員 私の言葉が足りなかったかもしれないが、議運で直接、基本条例がどうのこうのと議論するのではなくて、まず、そういうことをつくっていくかどうかも含めて、議運の中で考えていくべきであると言ったので、議運で急に基本条例とかを話し合うのではなくて、まず、そういうことも考えた中で、下部組織をつくっていくかどうかも含めて話し合っていっていいのではないかとということである。

○岸浪委員長 今回の臨時議会ではなく、臨時議会を踏まえた新たな体制で、議運もそういうメンバーになっていくから、その中で、改めてそれを問題提起しながら議論していくというところからスタートするようにしたいと思う。

続いて、各ポストについて報告してもらいたい。

新政クラブ。

○中村委員 議長、関連で広域連合が1、監査1、東農業委員会2、西農業委員会1、以上である。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 副議長、監査1、東農業委員会1である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 副議長、監査1、東農業委員会1。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 副議長、監査1、東農業委員会1である。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 監査1、東農業委員会1。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 議長に立候補する。それから、東農業委員会1。

○岸浪委員長 創史会。

○古内委員 現段階で、議長、東農業委員会1、西農業委員会1、以上である。

○岸浪委員長 今、ホワイトボードに書いてもらったが、間違いないか。――

それでは、これからどういう協議に入っていけばいいのか、皆さんから意見をもらえればと思う。

現段階でいくと、西農業委員会が定数3に対して2会派しか出されていないので、この辺、全体協議の中で、変更も含めて、最終的には、多分、前は東と西、別々でなくて一緒にやったと思うので、その辺も含めて、あわせて意見をもらえればと思うし、進め方について意見をもらえればと思う。――

特段ないようだが、昨年あるいは一昨年の進め方を見ると、まず、議長から、該当している会派に集まってもらって協議してもらおう形になる。順次、副議長、監査委員、東農業委員会、西農業委員会、両農業委員会について同じくくりでやるかどうかについては意見をもらえればと思うが、まず、議長から3会派で協議してもらおうという進め方でいかがか。――

では、3会派の皆さん、これから協議に入ってもらおうが、どれくらいの時間が必要か。

○中村委員 話し合いの会場を提供してもらいたい。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 基本的に第1応接室は確保してあるので、そこを使ってもらいたいと思うが、ほかに必要であれば、理事者控室あるいは第2応接室も確保できる。

○岸浪委員長 場所は確保しているということである。

それでは、最初の顔合わせになると思うので、3時ぐらいにもう1回、議運の皆さんに報告してもらおう。それ以降については、報告結果に基づいて、きょうの進め方を決めたいと思うが、いかがか。

市民連合。

○森委員 確認だが、3時までというのは、議長以降も順次、終わったら次の話し合いになるということでもいいか。

○岸浪委員長 議長だけである。

いいか。――

では、そのようにさせてもらう。

休憩する。

午後1時13分 休憩

午後 3 時 0 0 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

議長の関係について、3 会派で相談した結果について報告をお願いする。
新政クラブ。

○中村委員 それぞれの議長を出した意味合いというか、私どもは最大会派として責任を果たしていきたいという部分、共産党は、人数は少ないが、ある意味、人という部分でベテランがいるので、そういう部分も考えてもらえないかという立場、創史会は、新しい会派をつくったという議会改革の意味からもやりたい、それぞれの主張を 1 時半から出した。

各会派のその意向を持ち帰って、再度、2 時半から協議したが、現状では、なかなか調整できない、つまり、退くことができないという 3 会派の状況が確認された。したがって、もう少し議長の協議をするかどうかという話をしたが、とりあえず本会議場で記名投票による選挙を行うという方向を確認しつつ、いろいろな部分、状況の変化に応じては、今後も議長の選出に当たって、必要に応じて 3 会派での協議を行うことを確認した。

○岸浪委員長 今、代表して新政クラブから報告があった。基本的には、地方自治法第 103 条に基づき選挙を行うということで、ただし、今後のいろいろな協議の中では、議長の選挙について、まだ話をする余地があるということである。

3 会派から、これ以上の進展はないという報告があったが、そういうことであれば、今の報告をもって、きょう、次のステップに移っていくということでもいいか。――

それでは、副議長は、公明党、民主クラブ、無所属クラブ、3 会派がバッティングしているので、3 会派の皆さんに集まってもらって、また協議してもらおうことにする。

一応、明日 9 時半再開ということで想定しているが、きょう、少しやってもらって、あした 9 時半に報告してもらおうことにさせてもらえればいいのではないと思うが、いかがか。――

では、そのようにさせてもらう。

本日の協議はこの程度にとどめ、次回の議会運営委員会は、5 月 14 日

午前 9 時 3 0 分から開会する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

午後 3 時 0 5 分 閉会